

候處、物騒敷候に付相鎖可申と存じ罷越候所、誰共見分不申臨指を拔有之候者を、戸田右近將監押有之候に付、亂心と存じ取鎖させ可申と、御目付を呼に罷越、夫より直に御勝手に罷越候旨。右亂心と存候は、御目附呼候にも不及、其場においてともく、取鎖可申儀に候所、其場を罷通り剩へ立歸様子見届不申候。彼此御役儀をも乍相勤、不調法の仕形被思召候。依之改易被仰付候者也。

巳七月廿九日

右於評定場、大御目附三人列座、松平藤九郎被申渡候。頼母は酒井雅樂頭一族五百石也。御改易とは、評定場の門前にて大小相渡し、一僕も不召連、一人勝手次第何方へ成とも罷越候事。御追放との違は少しの儀也。御追放は品川・千住・板橋、此三口の内へ御徒目付等副罷越、三宿の端にて大小相渡し追放ち申候旨也。

一、大正寺候御遠慮の儀、一等かろく罷成、御目通指扣候と申趣に罷成候。隼人正居邸は、追て藤堂和泉守殿へ御預に罷成候。

一、役人一步と定る起本

節の儀、私父九右衛門常に物語仕候を承申候。年號月日は失念仕候。九右衛門申候は、増上寺火消の儀御頼被成候。就其御家中の者共、何も不殘可罷越旨御觸に御座候。其時分は龍口御屋敷へ相詰候者共は、手寄の町屋に借宅仕候。九右衛門儀も新小田原町に罷在候。則仲間の者共互爲知合、九人連にて増上寺へ走り着候所に、本堂へ梯指懸有之候。其際に御馬を被立被成御座候。九人の者共罷越候を御覽被遊、うへへあがれくと御直に御下知被遊候。其刻御馬の廻に御供の者十三四人、本堂の上には人數漸く廿四五人相見え申候。其内追々何も罷越。其上微妙公御在江戸にて、本郷御屋敷より段々人數かさなり、後には本堂の上ひしと人數にて塞ぎ申火を防ぎ申内、火も鎮り、増上寺無別條候。御歸には本郷御屋敷へ直に被爲入候。此節は九右衛門も御供仕候所に、長町の内にて御跡の方致騒動候を御尋被成候へば、上使の由にて、此方御人數の内を乗割申御旗本衆有之旨誰やらん申上候へば、此方も上使と可申候。必ず通し申間敷旨御意にて、御先御跡の騎馬一騎打に九人御座候所、御聲高く、佐々木道求を始め騎馬の爲打様惡鋪旨御意に

一、三十日合て三十人に十に割、一分役は三人の事。
一、御家中百石に付三月より九月まで三歩、役人數合て一箇月に九人宛七箇月、都て六十三人。十月より明年二月迄二歩、役人數合て一箇月に六人宛五箇月、都て三十人。年中惣人數都合九十三人百石の當。

一、銀役年中七十四匁四分、一人八分。日用に九十三人の當。
一、最前は銀役は、一人に付一匁二分宛出銀。
一、まる役年中三百六十人。但一箇月に三人宛被下人有之。是より末は右の書付に付札にしてあり。

一、御家中百石に付三歩役一箇月、人數九人。十二箇月百八人。此役銀七十五匁六分。但一人七分宛。千石以下銀役如此。

一、千石以上は三歩役の内一步人役。但千石の當り一日に一人宛。一箇月三十人の内、三人は休日被下。廿七人毎月出す。殘て二歩は銀役。千石以下の割同事。右は不殿平左衛門所持の紙面を以敷。
一、増上寺近火、陽廣公御働の事

大猷公御代芝邊出火に付、増上寺へ陽廣公被成御座候。其

て、御先六人も三騎宛に並び、御跡三人も横に並び、騎馬を爲打申候。又誰の指圖に候や、火消圓座並飛口を持申者共も皆横にいたし、道幅一ぱいに行列を立申故、乗込申御旗本衆、跡へも先へもぬけ申事難成、御行列の中に挟まれ被參候。御行列を成程靜にと御意にて、そろりと被成御座候處、長町の行當りの屋敷の前より、右の御旗本駿河臺の方へ乗拔被申由。九右衛門申聞候。

一、右火事の節微妙公御挨拶

右火事の儀に付横山外記物語には、増上寺火事以後本郷御邸へ御見舞衆多有之、微妙公御對面の刻、昨日は筑前守殿増上寺火消の儀御頼の所、早速御越被成、其上御寺も危く候所に被出御精、御家來中も煙の中に罷在、嚴敷防ぎ申候由。於殿中是のみ御沙汰に御座旨被申上候へば、身は尤共不存候。筑前守若氣故にて候。火は相手に難成ものに候。若し筑前守など怪我をいたし候ては、公儀の御爲も不宜候。筑前守が様成大名は、難防候は、其分に燒候て、舊の如く増上寺を建て上るが、大名の御奉公にて候と御挨拶被遊候へば、一座の衆重てとかく申上事も無之由。外記物語承候。